

24 大坂南組南久宝寺町木綿問屋糸屋文書（糸忠）（現 大阪府中央区南久宝寺町）
ア 9-4-5-1~4、ア 9-4-6-1

2023 年度整理

● 大坂南組南久宝寺町木綿問屋糸屋文書（糸忠）の整理について

本文書は、関西大学図書館が昭和 61 年（1986）と平成 4 年（1992）に、それぞれ別の古書店から購入し、一つにまとめた商家文書である。ここでいう糸屋は、江戸時代後期、大坂三郷（北・南・天満）の南組に属する南久宝寺町二丁目に所在し、当主が忠蔵もしくは忠作を名乗っていたので、「糸忠」という略称で知られた有力木綿問屋である。本姓は竹田氏で、屋号紋は山形「八」の下に「二」を書く。

同じ町内には、ほかにも糸屋と号する商家が複数見られる。幕末には糸屋吉兵衛（略称「糸吉」）・糸屋利兵衛（同「糸利」）・糸屋太兵衛（同「糸太」）らが現れるが、屋号紋はともに「糸忠」と同じである。このうち利兵衛について見ると、嘉永 4 年（1851）、「糸忠」当主である忠作の代理で押印しており〔資料番号 71、以下番号のみを示す〕、また、同 7/安政元年（1854）には、不行跡で暇を出された「糸忠」の奉公人が「御別家利兵衛様」の執り成しで許されている〔267〕。「糸吉」「糸利」「糸太」はともに、商家の暖簾分けによって、番頭・手代を長年務めた奉公人が「糸忠」から別家したものであろう。したがって、糸屋一統の本家は「糸忠」である。

本文書は、過去に整理されて番号ラベルが貼られ、大部分の仮目録が手書きで作られていた。親番号は、昭和 61 年購入分が 1~96 番、平成 4 年購入分が 101~274 番（今回の整理で 273 番となった）である。97~100 番は欠番になっており、時を隔てて二か所から買い入れたことを反映している。新たな目録作成作業にあたっては、既存の番号をそのまま資料番号として使うことにし、挟み込み文書などは枝番号を付けることで対応した。枝番号も含めたデータ件数は 630 件（文書点数は 632 点）である。現在は 5 箱に分納されており、箱 1~4 は昭和 61 年購入分、箱 5 が平成 4 年購入分となる。内訳を資料番号の親番で示すと以下のとおりである。

ア 9-4-5-1	箱 1	1~17
ア 9-4-5-2	箱 2	18~28
ア 9-4-5-3	箱 3	29~76
ア 9-4-5-4	箱 4	77~96
ア 9-4-6-1	箱 5	101~273

昭和 61 年購入分には冊子物が多く、平成 4 年購入分はほとんどが一通物である。江戸中期から明治 10 年代にかけての文書で、保存状態は比較的良い。

● 糸屋忠蔵・忠作（糸忠）家について

本文書における糸屋忠蔵・忠作の初見は、安永 10 年（天明元年=1781）1 月で、当主は忠作、住所は南久宝寺町二丁目であった〔65〕。その後しばらくは文書に見えないが、後世の寺院史料が文化 3 年（1806）に糸屋忠蔵が死去したことを伝える〔256〕。

文化 6 年（1809）12 月、北久太郎町一丁目に代替わりした糸屋忠蔵が現れる〔88〕。のちに忠蔵は南久宝寺町一丁目に移り、河内屋治郎兵衛支配の借家に住んだ。彼が再び南久宝寺町二丁目に越してきたのは文政 5 年（1822）末で、伊勢屋清蔵の屋敷（表口 5 間半・裏行 20 間）を買い取り、住宅とした〔以

上、4-1・2〕。忠蔵は文政11年(1828)4月、養子忠三郎へ屋敷を譲り、隠居して忠作と名乗る。忠三郎は忠蔵を襲名し、翌12年5月には、本宅東側の扇屋六右衛門の屋敷(表口3間・裏行10間)が質流れとなったのを機に買得したが、わずか4年後の天保4年(1833)に早世してしまう。その12月、2軒の屋敷は養父忠作の名義になった。

10年後の天保14年(1843)閏9月、忠作は新たな養子の忠蔵に本宅を譲渡する。同時に忠蔵は、本宅西隣の米屋喜兵衛の屋敷(表口3間・裏行20間)を買い入れ、掛屋敷(貸家)とした〔以上、5-1・2〕。その代替わり直前の同年7月、幕府による天保改革の一環として大坂とその周辺に御用金が課せられることになり、「糸忠」には2000両が割り当てられた(「御用金之控」『大阪市史』5)。この御用金の実際の請け高は銀32貫500目で、4年賦で納めることとなった(「大坂・兵庫・西宮・堺御用金正味員数書」『大阪編年史』26)。

その後の家督相続については、はっきりしないが、嘉永4年(1851)には糸屋忠作が本宅のほかに、町内に掛屋敷3軒を所有していたことが見え〔9〕、前記御用金と併せて、町内有数の富裕商人となっていたことがうかがわれる。安政5年(1858)には養子作五郎が跡を継ぎ、忠作と改名している〔71〕。

大正4年(1915)の「人事興信録」には、文久3年(1863)生まれの竹田忠蔵(呉服商、明治36年家督相続)が掲載されており、先代は天保7年(1836)生まれの竹田忠作とある(名古屋大学法学研究科データベース)。この竹田忠作は年齢的に見て、安政5年に家督相続した養子作五郎と推測される。

「人事興信録」によると、「屋号をいにと云ひ同業者間有数の資産家なり」という。

ところで、「糸忠」の家業であるが、初出史料の「東堀組毛綿仕入積問屋仲間帳」〔65〕によると、大坂三郷で組織されていた木綿(毛綿とも書く)類の間屋・仲買仲間7組のうち、「毛綿仕入積問屋」を標榜する「東堀組」の一員であった。

しかし、その後、寛政期(1790年代)の東堀組関係の帳簿には「糸忠」の名がなぜか見えず、文化6年(1809)になって復活する〔86〕。同年には、糸屋忠蔵が北国廻船問屋仲間の「船玉組」に加わっており〔88〕、多角経営に乗り出したらしい。木綿類を輸送・販売する買積廻船業に携わることで、販路の安定・拡大を目指したものと思われる。

維新を迎えると、明治4年(1871)に糸屋忠作は、手船(所有船)の神恵丸を遣わして北海道の幌泉郡まで昆布の買い付けに赴いている。高級品の罌昆布1000石目(代金5800両)の取組約定を結んだものの、その半量は資金難によって品違いとなったため、急きょ外国人に転売するなど、不本意な結果に終わった。「松前下り諸事控」〔85〕には、その間の取引の紆余曲折が明かされており、興味深い。

東堀組関係の文書は幕末に増加し、糸屋忠作がたびたび年行司を務めており〔94・95〕、木綿問屋「糸忠」の活動を知ることができる。明治初年、忠作は自らの職業を単に「木綿商」と記していた〔90〕。

● 糸屋(糸忠)文書の内容について

本文書は、18世紀前半から19世紀後半にかけて作成されたもので、大坂の町関係文書と木綿問屋仲間関係文書、その他に大きく三分される。町関係文書は約60点で、町方支配・行政・自治についての基本文書を多く含み、南久宝寺町二丁目だけでなく、他町のものも混じる。本文書の伝来の過程で、何らかの混乱が生じたのかもしれない。木綿問屋仲間関係文書は約40点あり、東堀組のものが中心である。その他には、奉公人請状・金銀借用証文をはじめとした「糸忠」の家内文書が多く、他家や諸寺院のものも混じる。以下に、主なものを紹介する。

◎ 町関係文書について

* 水帳・絵図

大坂の各町では、明暦元年（1655）ころより江戸時代を通じて、土地台帳である水帳（検地帳）をたびたび作成し、1筆ごとに屋敷地の規模（表口×裏行）、公役・町役賦課の基礎となる役数、土地所有者（名請人）の名前を登録した。水帳の作成は町年寄・月行司（行事とも書く）らが担当し、町奉行所役人宛に正本を作って提出、別に副本（控）2冊を作り、三郷の所属組の惣会所と地元の町にそれぞれ1冊を備えた。

本文書には、南組に属する3町の水帳が残されている。水帳には、その内容を図示した地並絵図（水帳絵図）が付属する。伝来の過程で、水帳・絵図のどちらかが失われることがよくあるが、本文書においては、北久宝寺町五丁目の安永7年水帳に寛政10年の絵図が添付されている以外は、すべて揃っており、貴重である〔親番1～8〕。各町の水帳を作成年で示すと、以下のとおりである。

南久宝寺町二丁目	：	宝暦3（1753）・安永7（1778）・寛政10（1798）・文化12（1815）・文政8（1825）
北久宝寺町五丁目	：	安永7
幸町四丁目	：	宝永3（1706）・寛政10

南久宝寺町は、東西道の南久宝寺町通に面する両側町で、東は東横堀川の久宝寺橋西詰から、一～五丁目が並び、心斎橋筋のやや西に至る。このうち二丁目は、一丁目筋から八百屋町筋を経て堺筋までで、文政5年（1822）末以降、糸屋忠蔵・忠作家住宅は、南久宝寺町通と八百屋町筋の北西角から少し西寄りにあった。

水帳には、過去に作成された水帳の奥書が書き加えられているが、それによると、南久宝寺町二丁目では宝暦3年以前に、明暦元年（1655）・元禄7年（1694）・享保11年（1726）の3帳が存在していた。また、文政8年以後は、安政3年（1856）に作成されており、大阪市立中央図書館に、安政3年水帳が収蔵されている。家数は元禄8年（1695）の「三郷水帳町数・家数・役数寄帳」（以下「三郷寄帳」と略称）では52軒（『大阪編年史』26）、宝暦3年水帳では56軒であったが、その後減少に転じ、安政3年には48軒になった。役数は一貫して63役で、うち年寄分・会所分各1役が無役となっている。南久宝寺町二丁目は今日、大阪市中心区南久宝寺町1丁目に含まれる。

北久宝寺町は、南久宝寺町通の一筋北、北久宝寺町通の両側町として、東横堀川西岸から一～四丁目が東西に続き、五丁目だけは西側に南御堂（難波別院）が位置するので、南久宝寺町通にあり、南北道の御堂筋の両側町となっている。安永7年水帳には、明暦元年・元禄7年・享保11年・宝暦3年水帳の奥書があり、大阪市立中央図書館に、安政3年水帳がある。家数は、元禄8年「三郷寄帳」では23軒、安永7年・安政3年水帳はともに24軒、役数は34役7分で、年寄分・会所分各1役が無役である。付属の絵図は次期作成の寛政10年製なので、内容の異同を知ることができる。北久宝寺町五丁目は今日、大阪市中心区北久宝寺町3丁目に含まれる。

幸町は、三郷市街地の膨張にともなって道頓堀川南岸に開発された町で、三郷南組の南端に位置し、町の南は難波村である。新地であることから、堀江三十三町組に属す。東は道頓堀湊町に接し、西は木津川河岸まで、東西に一～五丁目がある。このうち四丁目は道頓堀川に架かる汐見橋の南詰西側である。家数

は、元禄 8 年「三郷水帳町数・家数・役数寄帳」（『大阪編年史』26）および宝永 3 年水帳ともに 9 軒、寛政 10 年に 12 軒に増加している。役数は 12 役で、宝永 3 年からは年寄分 1 役が無役となった。幸町四丁目は今日、大阪市浪速区幸町 3 丁目に含まれる。

各町が保管する水帳と絵図には、屋敷地の分筆・合筆や名請人の切替えなど、内容に変更が加えられるたびに、当該個所に付箋・貼紙で注記する「帳切」という作業が進められた。したがって、一番上の付箋・貼紙の記載内容が最新情報となり、次期の水帳作成の基礎となる。これらの付箋・貼紙は、とくに折目の多い絵図において脱落しやすいので、注意が必要である。

* 宗旨人別帳・三ヶ条御法度請印帳

町内全所帯の人員を把握する史料として代表的なものである。「三ヶ条御法度」とは、切支丹・博奕・遊女（若衆も含む）の禁制であり、宗旨人別帳の冒頭にも掲げられている。形式的に見ると、宗旨人別帳には世帯ごとに旦那寺が記載されているが、三ヶ条御法度請印帳にはそれがない。だが、各世帯の最初に屋号を掲げ、当主を筆頭に奉公人も含めた全構成員の名前を書き、さらに戸主名の下に最初の印を押し、翌月からは戸主名の上に、下から上に向かって一列に 1 年分押す点は共通している。法度の違反者や身元不明者・不審者などがないか、町内の治安維持のために穿鑿するとともに、世帯構成員の出入を調査する目的で、毎月請印させていたと思われる。

本文書中には、文政 12 年（1829）の北久宝寺町五丁目の「宗旨人別帳」〔25〕、および嘉永 5 年（1852）の幸町四丁目の「家持・借屋宗旨人別増減改帳」〔26〕が残る。また、旦那寺の記載はないが、これらに類するものとして、東横堀川東岸、安堂寺橋筋の北に位置する具足屋町の明治 4 年（1871）「人別下調帳」〔28〕がある。

三ヶ条御法度請印帳としては、享保 19 年（1734）の北久宝寺町三丁目の「三ヶ条判形」〔18〕、弘化 2 年（1845）・文久元年（1861）の北久宝寺町五丁目の「差上申証文之事」〔23・24〕があり、後者の 2 冊は折本形式で、町年寄と月行司から御番所（大坂町奉行所）に宛てた体裁をとる。

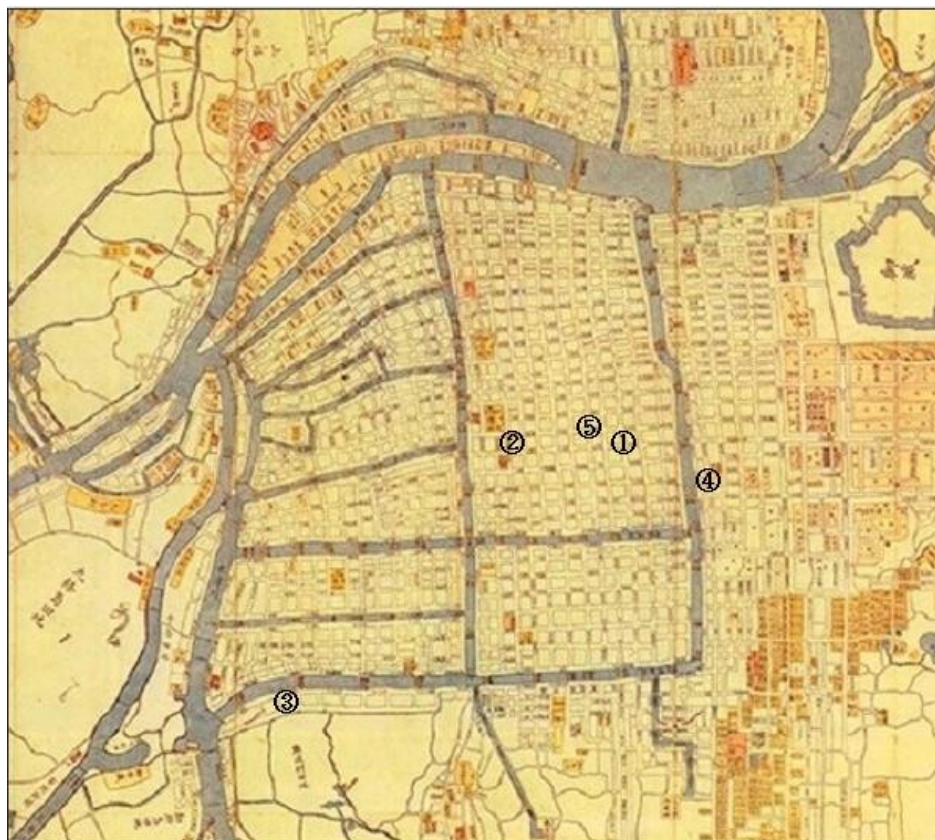
* 丁式申定帳

「丁式」とは町式目、町の規約のことで、各町内で申し合わせ、制定した公文書であり、家持町人全員が押印する。改定のたびに作成され、本文書中には、南久宝寺町二丁目のものがある。嘉永 4 年（1851）4 月の「丁式之内再改申定書」〔29〕は、「丁内申定之事」の後に、丁代・下役・髪結への申し付け条目が続き、家持 36 名から町年寄宛となっている。文久 4 年（元治元年、1864）1 月の「丁内申合書帳」〔31〕は、前年 11 月の大火「新町焼け」で町内が罹災したことを受け、普請などについて定めている。このほかにも、文政 12 年 11 月の「先祖より町内有来差障商売向承知印形帳」〔43〕のように、町内から 50 の業種を排除するため、それらを営む者へ新規の屋敷売り渡しや借家貸しを禁止するなど、ある内容に特化した「丁式」もある。

* 毎月勘定帳

南久宝寺町二丁目の月々の定例・臨時入用勘定帳で、文久 4 / 元治元年（1864）から明治 3 年（1870）まで、7 冊 7 年分が連続して残っている〔11～17〕。文久 4 / 元治元年には、2 月から糸屋忠作が年行司を務めているほか、月行司にもたびたび名が見える。勘定帳からは、町奉行所や南組惣会所関係の費用割

当てなどの公役（御用人足賃、惣代扶持、川浚冥加金ほか）と、町の維持・運営にかかる町役（丁代・下役扶持、紙・筆墨・蠟燭代など）のほか、他町との共同出資分担金（火消方入用割、五幸町樋一件入用割ほか）や寺社への寄付（上難波宮初穂料ほか）など、町方諸経費の全容が詳しくわかる。これら毎月の合計を役数で割って、各家持町人の負担額計算の基礎とし、年行司・月行司が立会・確認して、翌月の月行司に引き継いでいた。慶応4／明治元年（1868）には、「征討將軍様御旅館非常馳付人足」関係費や、「御一新二付諸向願立一条諸入用割」などの臨時入用が散見され、幕末・維新の動乱期における町財政の基本史料として貴重である。



町関係文書に見える町

- ① 南久宝寺町二丁目（水帳・丁式申定帳・勘定帳）
- ② 北久宝寺町五丁目（水帳・宗旨人別帳・法度請印帳）
- ③ 幸町四丁目（水帳・宗旨人別増減改帳）
- ④ 具足屋町（人別下調帳）
- ⑤ 北久宝寺町三丁目（法度請印帳）

絵図：「文政新改撰州大阪全図」（文政4年、部分）

◎ 木綿問屋仲間関係文書について

大坂では商業の発達とともに、17世紀後半には様々な業種で問屋・仲買が増加し、同業者仲間が組織された。木綿（毛綿）類の問屋・仲買仲間もその一つで、安永10（1781）1月には幕府から株仲間が許可され、冥加金を上納するかわりに営業上の特権を与えられた。仲間には、諸国から大坂へ集まる白木綿を買い入れ、大坂の仕入れ業者に販売する古くからの「木綿問屋」（固有名詞として扱う）のほかに、北組・東堀組・江戸組・堺筋組・油町組・上町（仲買）組・天満組の7組があった。江戸組以外は、大坂の地域別の組合で、「糸忠」が加盟していた東堀組は東横堀川周辺の居住者を主な構成員としている。当時の7組は業態が似通い、「木綿問屋」とも重なったが、やがて競合を避けるため営業範囲の区別・調整が行われた。東堀組は元来、諸国の得意先の注文を受け、大坂の問屋に集積する木綿類や縞木綿の購入はもちろん、西国筋や近国・近在で生産される木綿類を現地で買い付け、染物や晒など様々な商品に加工させて、江戸やその他の国々へ輸送していたという〔65〕。後に、江戸積みは、菱垣廻船と結んだ江戸組の専門となり、他の6組は「諸国組」と称して、江戸以外の地域を担当するようになった。また、油町組は和泉木綿、上町組は河内木綿を扱った（『新修大阪市史』4）。

本文書には、18 世紀半ばから明治初年までの東堀組を中心とした木綿問屋仲間関係文書が含まれ、株仲間の許可、停止、再興など、各時代の幕府政策への対応ぶりを知ることができる。

これらのうち最も古いものは、宝暦 14/明和元～6 年（1764～69）の「戎講」に関わる文書である〔19～21〕。「木綿渡世人」仲間の浜組・堺筋組・油町組・北組が戎講という組織を再興・運営する様子を示すもので、ここには東堀・江戸・上町・天満の各組は含まれず、代わりに浜組の名が見える。7 組成立にいたるまでの変遷を示唆しているようである。

安永 10/天明元年の「東堀組毛綿仕入積問屋仲間帳」〔65〕は、株仲間が許可された時のもので、「木綿問屋」（25 人）・北組（23 人）・東堀組（20 人）・上町中買組（50 人）の分のみであるが、新規加入者の請書、冥加金上納について記す。天保～安政期に奉行所に宛てた願書・口上書〔62・63・77〕には、天保 12 年（1841）末の株仲間停止、嘉永 4 年（1851）の間屋・仲間・組合の再興（株札・冥加金なし）、安政 4 年（1857）末の株仲間再興といった政策転換で市場が混乱するなか、徐々に衰退する「木綿問屋」と他 7 組との軋轢が見られる。

組織の運営に関するものとして、株仲間停止の前年、天保 11 年に作成された「定法印形帳」〔70〕がある。これは、文化 13 年（1816）に取り決めた「為取替式目」（『大阪市史』2 参照）に、新規加入者の取り扱い、年行司の参会、株札帳面・焼印の保管、老分 5 人の入札などの規定を加えたものであり、木綿問屋仲間 7 組の運営仕法を知ることができる。7 組内で必要な情報が共有されていたことは、幕末の東堀組「諸用通達帳」〔89・94～96〕で明らかである。

また、東堀組関係の文書には、木綿問屋仲間が取引する職方についての史料も含まれる。絞り染屋・形付紺屋など職人の名前帳〔72・78～80〕が残るほか、天保 8 年（1837）には窮乏する下職らに対し、寄付を募って助成したことが見える（「職方助施一件控」〔60〕）。いっぽう、困窮した職人が預かった木綿布を勝手に質入れすることを阻止するため、布に組合目印の判を押し、取り締まる対策〔68・75〕なども行われた。文書には、職方からの工賃値上げの要求と、幕府の物価引下げ令のはざまで、苦悩する木綿問屋仲間の様子が随所に現れ、興味深い。

文化 13 年当時の職方には、紅無地屋・紅摺屋・形付紺屋・絞屋・更紗屋・藍無地屋・晒屋の組合があり、7 組問屋仲間以外とは取引しない規定になっていた（『大阪市史』2）。明治 2 年（1869）には、染め・晒関係の職人のほかに艶打屋の名前が見える〔83〕。

◎ その他の文書について

断片的であるが、廻船業についての史料を挙げることができる。文化 6 年（1809）12 月、木綿問屋らが日本海海運と結びつき、木綿の輸送販売を専門とする北国廻船問屋仲間「船玉組」を立ち上げた。その規約書「船玉組取締式目之事」〔88〕に、当時南久太郎町一丁目に住んでいた糸屋忠蔵が調印している。船玉組の構成員 11 名のうち、8 名は東堀組に属している（同年同月、東堀組「堺表買留り承知印形帳」〔86〕と比較）。このことから、船玉組は当時の東堀組 32 名のうち、日本海方面に得意先を持つ木綿問屋らが中心となって組織したものと言えよう。文書〔88〕は、木綿の輸送、および輸送先での販売を託す船方への対応が規約の中心であるが、行事 3 名を置き、各自銀 100 目を拠出して組の費用に充てるほか、海運の守護神、住吉社との宗教的な結び付きも含まれる。船方については、船玉組構成員が所有する船ではなく、傭船であったと思われる。

いっぽう、廻船にかかる費用（建造費または査定額、道具一式代、運航費など）の一部を出資し、部分

船主として割合に応じた利益を得る「廻船加入」の文書も7点見られる。1000石積以上の大型船ではなく、400～800石積の中型船を対象としているが、文政～天保頃（1820～40年代）には複数の廻船に加入し、木綿の輸送手段を確保していたものと思われる。また、天保から幕末にかけて、「糸忠」に宛てた金銀借用証文にも、末広丸・明神丸など船名の付いた借用主が多く見られ、船主や沖船頭などの海運業者に対して金銭的に便宜を図っていたことがわかる。さらに、北国廻船の寄港地として有名な出羽国能代をはじめ、越前国浜坂・吉崎、加賀国湊といった北陸の港にも借用主がいること〔136・137・168〕、松前函館や越前国敦賀出身の年季奉公人を雇っていること〔113・114〕などからして、「糸忠」が日本海海運と深く結びついていたことは明らかである。木綿製品の販売で、小回りの利く中型船を用いて日本海沿岸をきめ細かく廻り、帰りにはその地の物産を仕入れていたのではないだろうか。

このほかには、「糸忠」竹田家以外のものも含め、商家の相続や財産分与に関する文書が目につく。竹田家については安政5年（1858）、養育していた血縁の子供3名に対し、「二代目いと屋忠作」（83歳）が「形見分」として銀50貫を財産分与している。ただし、銀子は本家で預り、それを原資として利息分を養育費に充て、成人後に残金を渡す方法を採用していて、養育と同時に質素倹約を身に付ける商家教育も徹底させている〔259～261〕。糸屋一統を傘下に置く本家としての「糸忠」の立場と責任を感じさせる史料である。

他家に関しては、嘉永元年（1848）、糸屋忠作ほか1名が昵懇である大和屋豊三郎家の立て直しを先代夫人から依頼され、9か条の相続仕法を作り、店の帳簿の見直しも任された〔262・263〕。また、明治には、成田善兵衛の遺言の開封立会人の一人となっている〔273-1〕。

なお、本文書中には、糸屋吉兵衛（「糸吉」）・糸屋利兵衛（「糸利」）といった「糸忠」と関係の深い家の文書も含まれるが〔257・258〕、平野郷の末吉勘四郎の文書〔38〕をはじめ、関係が明らかでない家のものも散見される。その理由は今のところ不明である。

以上、「大坂南組南久宝寺町木綿問屋糸屋文書（糸忠）」は、分量的にはそれほど多くないものの、全体がよくまとまっており、江戸後期大坂の町の様子、商家の実態をうかがうことができる史料価値の高い文書群と言えよう。